

金融再生委員会委員長 柳沢 伯夫 殿

当株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第40条第1項に基づき、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本長期信用銀行の株式の平成10年10月28日公告時における対価の額を別添のように下記のとおりと決定したので、報告する。

記

- (1) 取得普通株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (2) 取得第二回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。

平成11年3月30日

株 価 算 定 委 員 会

委 員 長	落 合 誠 一
委員長代理	筒 井 義 郎
委 員	石 井 清 之
委 員	大 井 清 正 年 春
委 員	福 橋 間 年 勝

株式会社日本長期信用銀行に係る
取得株式の対価について

平成11年3月30日

株価算定委員会

取得株式の対価の額

当株価算定委員会は、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本長期信用銀行の株式の平成10年10月28日公告時における対価の額を以下のとおりと決定する。

- 1 取得普通株式の対価の額は、1株当たり0円である。
- 2 取得第二回優先株式の対価の額は、1株当たり0円である。

算定理由

1 取得株式の対価算定の必要性

(1) 株式会社日本長期信用銀行(以下「長銀」という。)は、平成10年10月23日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「法」という。)第68条第2項に基づき、文書をもって「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨を、内閣総理大臣(金融再生委員会の設置までの間は、内閣総理大臣が同委員会の権限を代行する。)に対して申し出た。

内閣総理大臣は、平成10年10月23日、長銀の申出を踏まえ、その財務状況をも勘案し、法第36条第1項に基づき特別公的管理の開始の決定を行い、同時に、法第38条第1項に基づき、預金保険機構が当該特別公的管理開始決定に係る特別公的管理銀行の株式を取得することを決定した。

(2) 内閣総理大臣は、平成10年10月28日、法第38条第2項に基づき、預金保険機構が特別公的管理銀行である長銀の株式を取得することを決定した旨を公告した。

(3) 当株価算定委員会(以下「当委員会」という。)は、法第40条第1項により、公告時における長銀の純資産額を基礎として、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定することになった。

2 取得株式の対価の算定基準

当委員会が、取得株式の対価を決定する場合に依拠すべき法定の基準は、次のとおりである。

施行規則第17条第1項によれば、取得株式1株の対価は、特別公的管理銀行の純資産額を発行済み株式総数で除した額(数種の株式が発行されていた場合は、当該純資産額のうち数種の株式ごとに算定した額を、数種の株式ごとの発行済み株式数の総数

で除した額)とするものとされる。

また、同条第2項によれば、純資産額は、公告時において特別公的管理銀行が有するすべての資産の評価額からすべての負債の評価額を控除した額とされ、同条第3項第1号によれば、その価額の評価は、法第36条の規定により特別公的管理開始決定をした場合は、特段の事情のない限り、特別公的管理銀行を清算するものとして行うものとされる。

長銀は、法第36条の規定により特別公的管理開始決定がされたものであり、本件については施行規則第17条第3項第1号に定める特段の事情は認められないので、取得株式の対価は、長銀を清算するものとしてすべての資産及び負債の公告時、すなわち平成10年10月28日における価額を評価し、公告時において長銀が有するすべての資産の評価額からすべての負債の評価額を控除した額としての純資産額を算出し、施行規則第17条第1項による取得株式の対価を決定するものとした。

3 資産及び負債

評価の対象となる長銀の公告時の資産及び負債の範囲については、金融再生委員会事務局等も活用して、必要な調査・審議を行い、これを確定した。

4 資産の評価額

資産の評価に当たって当委員会が採用した評価基準及び評価の結果は、次のとおりである。

- (1) 貸出金等与信関連資産 金12,509,965百万円(円単位の金額を四捨五入により百万円単位の金額として記載している。以下同様)

貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自己査定の対象となる外国為替、貸付有価証券、未収収益、仮払金・未収金及び支払承諾見返(以下「貸出金等与信関連資産」という。)に関しては、回収可能性を考慮して評価するものとし、回収可能性については金融再生委員会が行った特別公的管理銀行の保有する資産として適当であるか否かの判定(以下「資産判定」という。)の結果を踏まえている。

すなわち、貸出金については、資産判定上、特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた正常先債権及び要注意先債権は、担保等で保全されていない額の50%を控除した額を評価額とし、不適当とされた破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権については、担保等で保全される額をもって評価額とする。資産判定上特別公的管理銀行が保有する資産として適当とされた貸出金については、原則として債務者区分毎に、債権額から債権額に長銀の過去の一年当たり貸倒実績率に対象債権の平均残存年数を乗じた額を控除した額をもって評価額とする。

外国為替等、貸出金以外の貸出金等与信関連資産についても、上記と同様の評価方式による。

(注1) 本文の評価方式のうち、特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた貸出金等与信関連資産に係る評価方式は預金保険機構が用いた例を参考にしたものであり、現時点で利用可能な方式の中ではより合理的なものと判断される。また、特別公的管理銀行が保有する資産として適当とされた貸出金等与信関連資産に係る評価方式も、受皿金融機関が明らかでない現時点で利用可能な方式の中ではより合理的なものと判断した。

(注2) 貸出金等与信関連資産の担保土地に係る評価においては、原則として直近の路線価額によっており、いわゆる掛目を用いた評価は行っていない。

(注3) いわゆる関連会社への貸出金については、担保等による保全額が少額のものが多く、本文の評価方式によると評価額が低くなっている。しかし、長銀からの借入が大半である場合には、担保等による保全をしていなくても残余財産による配当が期待されるケースがあり、仮に他の債権者に劣後して返済されたとしても、担保等保全額以上の回収額が期待されるケースもあり得る。しかし、その担保等保全額以上の回収額の具体的な算定は理論上はともかく実際には極めて困難であること等を考慮し、本文の算定方式に従った。

なお、上記の担保の中には、長銀グループ以外からの借入がなく実質上長銀の一行取引である先との間で、長銀の同意なくしては他の債権者に担保提供できない旨の契約を締結することにより、抵当権設定等の担保保全の手続を省略しているケースがあるが、その担保としての評価については、その契約内容及び債権者の大半が長銀である事実を考慮し、通常の担保と同様の取扱いとした。

(注4) 海外の貸出金等与信関連資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等も考慮して評価額を算定することが考えられるが、現実には極めて困難であるため、国内の貸出金等与信関連資産と同様の評価方式を用いている。

(注5) 長銀は国内の本店及び支店の土地・建物をいわゆる関連会社へ売却済みであり、当該関連会社に対しては買入資金としての貸出金債権及び賃借に伴い差入れた保証金権利金の返還請求権等の債権を有している。このような関係を踏まえ、当該保証金権利金の返還請求権については、貸出金等与信関連資産に含めることとし、また、その評価については買入資金としての貸出金に合算して本文の方式によることとしている。

(注6) 外貨建資産・負債の円換算に用いたレートは、公告時の仲値である(以下、同様)。

(2) 外国為替(資産) 金30,530百万円

外国為替（資産）については、長銀の帳簿価額（元本額又は取得価額）をもって評価額とする。

（注）外国為替（資産）に係る金銭債権の経過利息については、後述の「（９）その他資産」で評価している。

（３） 有価証券 金2,874,604百万円

有価証券のうち、時価及び時価相当額のあるものについては、当該時価及び時価相当額をもって評価額とする。その他の有価証券のうち、長銀が貸出を行っている者の発行に係る有価証券については、貸出金の評価方式に準じるものとし、貸出を行っていない者の発行に係る有価証券については、株式は純資産額、債券は額面額、その他は処分可能見込額等をもって評価額とすることを原則とする。これにより難しい場合は、長銀の帳簿価額（取得価額を原則とし、既に必要な評価減を行ったものについては、当該評価減額を控除した額）をもって評価額とする。

（注１）日本債券信用銀行については、平成10年12月13日に特別公的管理の開始決定がされ、同時に、預金保険機構が同行の株式を取得する旨の決定がされているが、その株式の評価額については、平成10年10月27日の時価によるものとした。

（注２）有価証券に係る金銭債権の経過利息については、後述の「（９）その他資産」で評価している。

（４） 金銭の信託 金112,346百万円

信託財産のうち時価があるものについては時価をもって評価額とし、その他の信託財産については原則として処分可能見込額等をもって評価額とし、処分可能見込額等の算定が困難なものについては長銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額とする。

（５） 特定取引資産 金1,506,099百万円

特定取引資産については、時価評価額をもって評価額とする。

（注１）平成10年10月末日における時価評価額を基礎として計算した額をもって公告時の時価に代替した。

（注２）デリバティブ取引の評価は、長銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

(6) 買入金銭債権 金166,282百万円

買入金銭債権については、原則として長銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

(注) 買入金銭債権に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(9) その他資産」で評価している。

(7) コールローン 金1,506,567百万円

コールローンについては、長銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

(注) コールローンに係る金銭債権の経過利息については、後述の「(9) その他資産」で評価している。

(8) 現金預け金 金669,595百万円

現金預け金については、長銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

(注) 現金預け金に係る金銭債権の経過利息については、後述の「(9) その他資産」で評価している。

(9) その他資産 金869,950百万円

未収収益

未収収益については、原則として長銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

未収金

未収金については、原則として長銀の帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

仮払金

仮払金については、原則として長銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額とし、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

(注1) 仮払金の中には仮払税金（146,941百万円）が含まれているが、これは、

住専処理の際の無税処理を税務当局に否認されて更正処分を受けたことに係る税額を、当該更正処分について裁判で争っていることから、長銀が仮払税金として計上しているものである。これについては、公告時において裁判の結果を予測することの不可能性等を考慮し、評価額は0円と算定している。

また、住専処理に係る更正処分以降、長銀は税務当局から還付された税額（累計2,788百万円）を仮受税金として負債と認識してきた（仮受金の一部）。この仮受税金の取扱いも最終的には裁判結果を踏まえて決せられることになること等を考慮し、その負債としての評価額は0円と算定した。

以上の仮払税金及び仮受税金の評価により、長銀の純資産額は144,153百万円減少することとなる（146,941百万円+2,788百万円）。

なお、この他の係争案件については、純資産額に重大な影響を与えるものはないものと判断した。

（注2）ソフトウェア開発費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

入会金預託金

入会金預託金については、時価（相場）があるものは時価をもって評価額とし、その他のものは預託金の返還予定額をもって評価額とする。

（注）入会金預託金の返還予定額については、その全額又は一部について返還されない場合も考えられるが、全額返還されるものとして評価した。

その他の資産

保管有価証券などのその他の資産については、原則として長銀の帳簿価額（取得価額）をもって評価額と算定し、対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定する。

（注）前払費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

（10） 動産不動産 金63,935百万円

土地・建物

土地・建物については、原則として、時価又は処分可能見込額等をもって評価額とする。具体的には、土地については、国内保有分は路線価に時点修正をして算定した評価額、海外保有分のうちロンドン支店については鑑定評価額、それ以外については帳簿価額（取得価額）によっており、建物については、国

内保有分のうち帳簿価額が2億円以上のものについては固定資産税評価額、海外保有分のうちロンドン支店については鑑定評価額、それ以外については帳簿価額（取得価額から減価償却累計額を控除した額）によっている。

（注）リース取引の中には、解約不能のオペレーティング・リース取引があるが、当該取引の多くは海外店の建物のリースであり、長銀は海外からの全面撤退を宣言していることから、未払債務総額5,217百万円を長銀の負担とし、「5（9）その他負債」に算入している。

動産（絵画・置物を含む。）

動産（絵画・置物を含む。）については、帳簿価額（取得価額又は取得価額から減価償却累計額を控除した額）をもって評価額とする。

（注）絵画・置物については、個別の鑑定により評価するのは實際上極めて困難であることから、帳簿価額（取得価額）をもって評価額とした。

建設仮払金

建設仮払金については、原則として帳簿価額（取得価額）をもって評価額とし、ロンドン支店に係る建設仮払金については、海外からの撤退に伴い、後に損失となることが十分予想されるため、それを考慮して算定する。

保証金権利金

保証金権利金については、原則として、帳簿価額（取得価額又は取得価額から償却累計額を控除した額）をもって評価額とする。また、約定等により返還されないこととなる部分については、その評価額は0円と算定する。

（11） その他の留意事項

上記のほか、資産項目として考慮すべきもの及びその取扱いは以下のとおりである。

債券繰延資産

債券発行差金については、金利調整部分としての性格を有するものであり、資産としての取扱いはせず、帳簿価額（取得価額から償却累計額を控除した額）をもって評価額とし、当該評価額を債券額（負債額）から控除するものとする。

また、債券発行費用については、清算価値が認められないことから、その評価額は0円と算定する。

デリバティブ取引（銀行勘定）

デリバティブ取引（銀行勘定）については、ヘッジ対象とヘッジ手段の契約主体が必ずしも同一ではないことを考慮し、ヘッジ対象である債券等の評価額は元本額を基礎として算定し、ヘッジ手段であるデリバティブ取引の評価額は評価損益を考慮して算定するという考え方がある一方、ヘッジ行為に着目し、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体としてヘッジ対象とヘッジ手段を同様の評価方法（両者とも時価評価する方法又は両者とも取得価額とする方法がある。）とするという考え方もある。現時点においては、いずれの考え方によるべきかの判断を行うことは一般に困難であること及び主たるヘッジ対象である債券等の資産及び負債については、後述のように（及び「5（1）（注1）」）原則として時価評価しないことから、デリバティブ取引（銀行勘定）の評価損益は考慮しないこととした。

（注1）仮にヘッジ手段であるデリバティブ取引（銀行勘定）のみを時価評価した場合には、評価益相当額は57,820百万円となる。この場合、資産判定上特別公的管理銀行が保有する資産として不適当とされた債務者との間のデリバティブ取引に係る評価損益は、その回収可能性に疑義があるものと判断されることから、上記評価損益相当額に含めていない。

（注2）デリバティブ取引の評価は、長銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

税効果会計

税効果会計については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

営業権

営業権については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

海外拠点からの撤退

長銀は海外業務からの全面撤退を表明しており、当該撤退に係る損失が別途発生するものと考えられるが、具体的には算定が困難であることから、当該損失は考慮していない。

金利差に基づく貸出金等の時価評価

貸出金等については、約定金利と公告時の市場金利の差額により評価損益を算出するという考え方もあるが、そのような時価評価は行っていない。

5 負債の評価額

負債の評価に当たって当委員会が採用した評価基準及び評価の結果は、次のとおりである。

(1) 債券 金8,703,670百万円

債券については、帳簿価額（発行価額）から「4（11）」に基づき、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

（注1）負債項目についても時価評価する考え方もあるが、負債項目は通常元本額及び経過利息の弁済をすれば足りることから、「（5）特定取引負債」を除き、時価評価は行っていない（以下同様）。

（注2）債券に係る金銭債務の経過利息については、後述の「（9）その他負債」で評価している。

(2) 預金 金2,719,457百万円

預金については、帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

（注）預金に係る金銭債務の経過利息については、後述の「（9）その他負債」で評価している。

(3) 譲渡性預金 金243,329百万円

譲渡性預金については、帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

（注）譲渡性預金に係る金銭債務の経過利息については、後述の「（9）その他負債」で評価している。

(4) 借入金 金4,297,958百万円

借入金については、帳簿価額（元本額）をもって評価額とする。

（注1）借入金に係る金銭債務の経過利息については、後述の「（9）その他負債」

で評価している。

(注2) 劣後債務については、その元本額相当額を負債と認識した。

(5) 特定取引負債 金1,187,132百万円

特定取引負債については、時価評価額をもって評価額とする。

(注1) 平成10年10月末日における時価評価額を基礎として計算した額をもって公告時の時価に代替した。

(注2) デリバティブ取引の評価は、長銀の信用力を反映した時価によることがより正確ではあるが、具体的には算定が困難であり、市場金利の仲値を使用して時価を算定した。

(6) 売渡手形 金474,400百万円

売渡手形については、帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) 売渡手形に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(7) コールマネー 金2,289,819百万円

コールマネーについては、帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) コールマネーに係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(8) 外国為替(負債) 金286百万円

外国為替(負債)については、帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(注) 外国為替(負債)に係る金銭債務の経過利息については、後述の「(9) その他負債」で評価している。

(9) その他負債 金2,056,397百万円

その他負債については、帳簿価額(元本額等)をもって評価額とする。

(注) その他負債は、未払費用、前受収益、借入有価証券、仮受金、未払金(「4

(10)(注)」の解約不能のオペレーティング・リース取引に係る未払債務を含む。)等である。

(10) 退職給与債務(退職給与引当金) 金25,804百万円

退職給与債務については、退職金要支給額のうち、適格退職年金でカバーされるものを控除したものを長銀の負担とする。

(注1)長銀は、従来、退職金要支給額の一部を退職給与引当金として計上している。

(注2)適格退職年金資産のうち生命保険会社運用分の保証利回りは1.5%ないし2.5%である一方、予定利回りは5.5%で計算されており、保証利回りを基礎として計算した実質利回りとの差による損失(以下「利差損」という。)が発生する見込みである。また、年金資産のうち信託銀行運用分の実質利回りは、生命保険会社運用分のように予め決まっているものではないが、直近の運用利回りを考慮すると、当該資産分からも利差損が発生する可能性は高い。

上記の利差損は合計で約数億円と見込まれるが、退職給与債務の評価額には含めていない。

(注3)調整年金制度については、平成10年3月31日時点において、当該年金に係る債務は年金資産をもってすべて充当されるものと認められるが、公告時の財産の状況及び利差損等の可能性を考慮すると、公告時において、結果として追加負担となるか余剰となるかは不明である。

当該影響額については、その評価が困難なことから、退職給与債務の評価額には含めていない。

(11) 支払承諾 金965,154百万円

支払承諾については、帳簿価額(元本額)をもって評価額とする。

(12) その他の留意事項

上記のほか、負債項目として考慮すべきもの及びその取扱いは以下のとおりである。

債権売却損失引当金

共同債権買取機構が買取債権を第三者に売却する際に発生する損益(いわゆる二次損益)は持込金融機関に帰属することとされているため、長銀は従来、

その二次損失分を債権売却損失引当金として計上している。この引当金の取扱いについては、「4(1)貸出金等与信関連資産」に含まれている共同債権買取機構向け債権の控除項目とした。

貸倒引当金、特定債務者引当金

貸倒引当金、特定債務者引当金については、銀行会計では通常負債項目とされているが、本算定作業においては「4(1)貸出金等与信関連資産」の控除項目とした。

特別法上の引当金

特別法上の引当金（金融先物取引法第82条の規定に基づく金融先物取引責任準備金）9百万円については、その性質・金額等を考慮し、その評価額は0円と算定する。

6 純資産額の計算と取得株式対価の算定

(1) 以上の評価基準及び評価の結果を前提として、公告時において長銀が有する純資産額を算定すれば、次のとおりとなる。

公告時において長銀が有するすべての資産の評価額の合計は、20,309,873百万円であり、また、公告時において長銀が有するすべての負債の評価額の合計は、22,963,406百万円であるから、公告時において長銀が有する純資産額は、2,653,533百万円である（別紙1参照）。

したがって、長銀を清算するものとして公告時の資産及び負債を評価し、純資産額を算定すると、長銀は公告時において債務超過の状態にあったことになる。

なお、すでに述べてきたとおり上記純資産の額に影響を与え得る主な項目としては次のものがあるが、これらを考慮しても長銀が公告時に債務超過であった事実には変わりがない。

いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る（「4(1)(注3)」参照）。

長銀は海外業務からの全面撤退を表明しており、当該撤退に係る損失が別途発生するものと考えられる（「4(11)」参照）。

海外資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等も考慮すると、評価額が下がることも考えられる（「4(1)(注4)」参照）。

訴訟係属中の仮払税金については、判決の不確実性等にかんがみ、0円と算定しているが、勝訴した場合には、返還される（「4(9)（注1）」参照）。

ヘッジ手段であるデリバティブ取引（銀行勘定）についてのみ評価損益を考慮して算定するとすれば、評価益が認識される（「4（11）（注1）」参照）。

（2）以上の結果、長銀の、公告時における発行済み普通株式の総数は2,417,075,212株、発行済み第二回優先株式の総数は100,000,000株であるが、上記のとおり純資産が債務超過の状態にあるので、それぞれ1株当たりの対価の額を0円と算定した。

以上

(別紙1)

長銀の公告時のすべての資産及び負債の評価額並びに純資産額は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
貸出金等与信関連資産	12,509,965	債券	8,703,670
外国為替	30,530	預金	2,719,457
有価証券	2,874,604	譲渡性預金	243,329
金銭の信託	112,346	借入金	4,297,958
特定取引資産	1,506,099	特定取引負債	1,187,132
買入金銭債権	166,282	売渡手形	474,400
コールローン	1,506,567	コールマネー	2,289,819
現金預け金	669,595	外国為替	286
その他資産	869,950	その他負債	2,056,397
動産不動産	63,935	退職給与債務	25,804
		支払承諾	965,154
資産合計	20,309,873	負債合計	22,963,406
		純資産額	2,653,533

(別紙2)

株価算定委員会委員名簿

委員長 落合 誠一 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

委員長代理 筒井 義郎 (大阪大学大学院経済学研究科教授)

委員 石井 清之 (公認会計士)

委員 大橋 正春 (弁護士)

委員 福間 年勝 (三井物産株式会社代表取締役副社長)

(別紙 3)

株価算定委員会の審議日程

- 第 1回 平成10年12月15日 (火) 午後 0時20分から午後 2時まで
- 第 2回 平成10年12月24日 (木) 午前10時から午後 0時30分まで
- 第 3回 平成11年 1月 6日 (水) 午前10時から午後 0時まで
- 第 4回 平成11年 1月12日 (火) 午後 3時から午後 6時まで
- 第 5回 平成11年 1月22日 (金) 午後 4時30分から午後 7時まで
- 第 6回 平成11年 2月 5日 (金) 午前10時から午後 0時30分まで
- 第 7回 平成11年 2月12日 (金) 午前10時から午後 0時30分まで
- 第 8回 平成11年 2月15日 (月) 午後 2時から午後 4時30分まで
- 第 9回 平成11年 2月24日 (水) 午前10時から午後 0時まで
- 第10回 平成11年 3月 8日 (月) 午前10時から午後 0時まで
- 第11回 平成11年 3月12日 (金) 午前10時から午後 0時30分まで
- 第12回 平成11年 3月25日 (木) 午前10時から午後 0時まで
- 第13回 平成11年 3月30日 (火) 午後 1時から

(参考)

継続企業の前提で算出された中間貸借対照表の純資産額と公告時の純資産額（清算価額ベース）との異動は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	金額	備考
9/30純資産額	157,319	
10/1～10/27の利益	328	
継続企業の前提による10月27日現在の純資産額	156,991	*1
貸出金等与信関連資産	2,055,887	
有価証券	557,016	
金銭の信託	18,077	
買入金銭債権	8,835	
その他資産	157,176	
動産不動産	9,913	
債券繰延資産	501	
その他負債	2,420	
退職給与債務	699	
清算価額への修正額合計	2,810,524	*2
公告時純資産額	2,653,533	*3

*1：継続企業を前提とした計数であり、9月30日の中間貸借対照表に10月の27日間の損益を加減算したものである。

*2：株価算定上、継続企業の前提で作成されている数値を清算価額に修正するための計数である。

*3：*1、*2を勘案した結果としての清算価額ベースの純資産額である。

問 い 合 わ せ 先

金融再生委員会事務局金融危機管理課

土手 電話 3502-7669

奈良 電話 3502-7547

(株)日本長期信用銀行に係る取得株式の対価算定の概要

平成 11 年 3 月 3 0 日

(注)本資料は株価算定委員会の同日付けの「株式会社日本長期信用銀行に係る取得株式の対価について」の概要を金融再生委員会事務局においてまとめたものである。

算定結果(取得株式の対価の額)

- 1 取得普通株式の対価の額 0 円
- 2 取得第二回優先株式の対価の額 0 円

算定理由

1 算定基準

公告時において長銀を清算するものとして、すべての資産及び負債を評価した(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 40 条、同法施行規則第 17 条)。

2 主な資産に係る評価基準

(1) 貸出金等与信関連資産

金融再生委員会が行った資産判定の結果を踏まえ、回収可能性を考慮して下記のとおりに評価する。

長銀による保有は適当とされた資産	長銀による保有は不適当とされた資産
原則として債務者区分毎に、過去の一年当たり貸倒実績率と対象債権の平均残存年数をもって算定した額を控除した額	正常先債権及び要注意先債権は担保等で保全されていない額の 50%を控除した額 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は担保等で保全される額

(注1)貸出金等与信関連資産とは、貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自己査定の対象となる外国為替、貸付有価証券、未収収益、仮払金・未収金及び支払承諾見返をいう。

(注2)貸倒引当金、特定債務者引当金、債権売却損失引当金は貸出金等与信関連資産の控除項目とした。

(2) 有価証券

区分	評価基準
時価及び時価相当額があるもの	時価及び時価相当額
以外のうち長銀が貸出を行っている者	貸出金の評価方法に準じて評価
以外のうち長銀が貸出を行っていない者	原則として、 株式は純資産額 債券は額面額 その他は処分可能見込額等

(3) その他の資産項目

原則として、時価又は処分可能見込額等の把握が可能なものは当該価額をもって評価額とし、それ以外のものは帳簿価額をもって評価額とした。但し、帳簿価額による場合においても対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定した。

その他の資産項目のうちで帳簿価額と評価額の間で大きな異動があるものは、以下のとおりである。

イ 金銭の信託

ロ その他資産の仮払金中の仮払税金(住専処理に関する更正処分に係るもので現在係争中のもの関連)

(4) その他の主な留意事項

デリバティブ取引のうち、時価会計が導入されている特定取引勘定分については、負債も含め、時価評価する一方、銀行勘定分については時価評価していない。

税効果会計及び営業権については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

3 主な負債に係る評価基準

(1) 債券

帳簿価額から、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

(2) その他の負債項目

原則として、帳簿価額をもって評価額とする。

4 純資産額の計算と取得株式対価の算定

(1) 以上の評価基準を前提として、公告時において長銀が有する純資産額を算定すれば、2,653,533 百万円であり、長銀は債務超過の状態にあったことになる。

なお、上記純資産額に影響を与え得る主な項目としては以下のものがあるが、これらを考慮しても長銀が公告時に債務超過であった事実には変わりがない。

いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、貸出金額に比し担保等による保全額が小さい一方、長銀以外の大口債権者が少ないことから、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る。

長銀は海外業務からの全面撤退を表明しており、当該撤退に係る損失が別途発生するものと考えられる。

海外資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等を考慮すると、評価額が下がることも考えられる。

住専処理に関する更正処分に係る訴訟に長銀が勝訴した場合には、仮払税金が返還される。

ヘッジ手段であるデリバティブ取引(銀行勘定)についてのみ評価損益を考慮して算定するとすれば評価益が認識される。

(2) 以上の結果、取得普通株式及び取得第二回優先株式のそれぞれの1株当たりの対価の額を0円と算定した。

(別添1)

長銀の公告時のすべての資産及び負債の評価額並びに純資産額は、以下のとおりである。

(単位；百万円)

科目	金額	科目	金額
貸出金等与信関連資産	12,509,965	債券	8,703,670
外国為替	30,530	預金	2,719,457
有価証券	2,874,604	譲渡性預金	243,329
金銭の信託	112,346	借入金	4,297,958
特定取引資産	1,506,099	特定取引負債	1,187,132
買入金銭債権	166,282	売渡手形	474,400
コールローン	1,506,567	コールマネー	2,289,819
現金預け金	669,595	外国為替	286
その他資産	869,950	その他負債	2,056,397
動産不動産	63,935	退職給与債務	25,804
		支払承諾	965,154
資産合計	20,309,873	負債合計	22,963,406
		純資産額	2,653,533

(別添2)

継続企業の前提で算出された中間貸借対照表の純資産額と公告時の純資産額(清算価値ベース)との異動は以下のとおりである。

(単位；百万円)

項目	金額	備考
9/30 純資産額	157,319	
10/1～10/27の利益	328	
継続企業の前提による10月27日現在の純資産額	156,991	*1
貸出金等与信関連資産	2,055,887	
有価証券	557,016	
金銭の信託	18,077	
買入金銭債権	8,835	
その他資産	157,176	
動産不動産	9,913	
債券繰延資産	501	
その他負債	2,420	
退職給与債務	699	
清算価値への修正額合計	2,810,524	*2
公告時純資産額	2,653,533	*3

*1： 継続企業を前提とした計数であり、9月30日の中間貸借対照表に10月の27日間の損益を加減算したものである。

*2： 株価算定上、継続企業の前提で作成されている数値を清算価値に修正するための計数である。

*3： *1、*2を勘案した結果としての清算価値ベースの純資産額である。